

# ビジネスブログ398.com サービス利用規約

2008/01/01

ウェブソリューション株式会社

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (利用規約の適用)

ウェブソリューション株式会社(以下、「当社」といいます。)は、ビジネスブログ398.comサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約に基づきビジネスブログ398.comサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

### 第 2 条 (利用規約の変更)

当社は、この利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第 3 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内とします。

### 第 4 条 (サービスのプラン)

当社が提供する本サービスについては、基本サービスの種類、内容等を[別紙 1]に定める通りとします。

2 当社は前項に付随して提供するオプションサービスの種類、内容等を[別紙 2]に定める通りとします。

### 第 5 条 (サービスの終了)

当社は本サービスの一部または全部を変更または終了することがあります。

2 当社は基本サービスの重要な変更または終了するときは、該当するサービスの契約者に対し、変更または終了する2か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

3 当社はオプションサービスの重要な変更または終了するときは、該当するオプションの契約者に対し、変更または終了する2か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

4 当社は前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知します。

### 第 6 条 (告知または通知)

当社は契約者に告知あるいは通知(以下、本条において「告知等」といいます。)を行う必要があると判断した場合、当社が定める方法により随時告知等するものとします。

2 前項の告知あるいは通知は、当社が当該告知等の内容を当社ホームページ上に掲載した時点より効力を発するものとします。電子メールによって告知等を行う場合には、当社が会員に対して電子メールを発信した時点をもって、会員に当該告知等が到達したものとみなします。

## 第 2 章 契約

### 第 7 条 (契約の単位)

契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、本規約の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

### 第 8 条 (利用期間)

本サービスの利用期間は第11条(契約の成立)第1項に定める契約日から起算します。

2 本サービスの最低利用期間は料金表に定めるとおりとします。

3 オプションサービスの最低利用期間中は、基本サービスも最低利用期間中とみなします。

4 契約者または当社から期間満了の30日前までに解除の旨を書面により通知しない場合には、期間満了後6か月単位で更新されるものとし、その後の更新についても同様とします。

### 第 9 条 (サービスの提供条件)

当社は利用契約ごとに1つのアカウント及びパスワードを定めます。

### 第 10 条 (契約申込)

利用契約の申込(以下「利用申込」といいます。)をしようとする方は、利用規約を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法によりお申し込みいただきます。

2 当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。

3 申込希望者が前項に規定する利用申込を行った後、申込希望者の利用申込の審査を行うものとします。なお、審査のために申込希望者の印鑑証明書、商業登記簿謄本、その他当社が審査のために必要と判断する書類をご提出いただく場合があります。

4 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

### 第 11 条 (契約の成立)

当社が本サービス利用の申込を承諾した場合は、契約日を記載した電子メールにより通知します。契約日は、本サービスの初期費用が当社の指定する銀行口座に振り込まれた日とし、利用契約はこの契約日に成立します。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込をした者が第25条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当するとき

(2) 本サービスの申込をした者が過去において第25条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき

(3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき

(4) 契約者が当社の定める取引基準に満たないとき

(5) 申込者が要望する機能を当社が提供できないとき

(6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を電子メールで通知します。

## 第 12 条 (サービス内容の変更)

契約者が本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を電子メールで通知します。

3 第1項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を電子メールで通知します。

## 第 13 条 (契約者の名称等の変更)

契約者は利用申込書の記載内容に変更が生じた場合には、直ちに、当社指定の申込書により、変更内容を届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社はその届出の内容が事実であることを証明する書類の提出を要求することがあります。その場合、契約者は速やかに当該書類を提出するものとします。

## 第 14 条 (第三者利用、再販の禁止)

契約者は第三者に対して、本サービスを利用させることができないものとします。

2 契約者は本サービスを再販することができないものとします。

## 第 15 条 (契約者の地位の承継、譲渡)

契約者である個人が死亡したとき利用契約は終了します。

2 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

3 契約者は本契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、契約を譲り受けるもの(以下、「譲受者」といいます。)とともに当社に申込みものとします。

4 当社は前項の譲渡申込にあたり、契約者および譲受者に対し、当社の指定する確認書類およびそれぞれの申込担当者の本人確認書類を提出していただきます。

5 契約譲渡にあたっては、当社に、料金表に定める初期費用と同額を支払うこととします。

6 当社が契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

7 当社が契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

8 当社は譲受者が第12条第3項に該当する場合には、契約譲渡を承諾しない場合があります。

9 本契約から生じる契約上の地位を、前条および本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

## 第 16 条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の30日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。

2 前項の通知を受領した日の翌月末日を解約日とします。

## 第 17 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第25条(提供停止)第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第25条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
- (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (6) その他、当社が不適切と判断するとき

2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を電子メールで通知します。

## 第 3 章 契約者の義務

### 第 18 条（ソフトウェア等の管理）

契約者は本サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) ソフトウェアに利用に関し、第36条(ソフトウェアの著作権等)の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して機器またはソフトウェアを亡失または毀損した場合は、当社のオペレータまたは当社が指定する者が当該機器またはソフトウェアを復活または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

### 第 19 条（アカウント及びパスワードの管理）

契約者は本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者はアカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社はアカウント及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

### 第 20 条（必要情報の提供）

契約者は本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

### 第 21 条（電子メールによる応答義務）

契約者は常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

## 第 22 条 (禁止行為)

契約者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
  - (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為
  - (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
  - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
  - (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
  - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
  - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
  - (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、およびそれに類似する行為。
  - (18) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
  - (19) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
  - (20) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
  - (21) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (22) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されています。

ることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第25条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第25条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

## 第 4 章 提供中止及び提供停止

### 第 23 条 (非常事態時の利用の制限)

当社は天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置をとることがあります。

### 第 25 条 (提供中止)

当社は次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社の設備の障害等やむを得ないとき
- (3) 第23条(非常事態時の利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

### 第 25 条 (提供停止)

当社は契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第3章に定める契約者の義務に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 収納代行会社または金融機関等により契約者が指定した銀行口座等が使用できなくなったとき
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合
- (7) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
- (8) 当社の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないとき
- (9) 本サービスにかかわるソフトウェアのバージョンアップを行うとき
- (10) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は契約者の本サービスの利用に関して、その利用方法及び利用状況が、第22条に定める禁止事項に該当し、又は社会的に著しく不適当であると認めた場合は、該当するデータを削除することができるものとします。

3 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 5 章 料金等

### 第 26 条 (料金等)

本サービスの料金は、料金表に定めるとおりとします。

### 第 27 条 (料金等の支払義務)

契約者は第26条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第25条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。

3 第11条(契約の成立)4項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、本規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に電子メールで通知します。

### 第 28 条 (料金等の計算方法)

契約者が支払う料金は、基本サービス料およびオプションサービス料とします。

2 初期費用はすべての契約者に適用されるものとします。

3 オプション費用の有無および金額は契約者の申込状況により異なるものとします。

4 月額利用料の課金方法は、6か月課金または12か月課金とし、契約者がいずれかを選ぶものとします。

5 月額利用料は第11条(契約の成立)第1項に定める契約日の翌月1日から起算するものとします。

### 第 29 条 (料金等の支払方法)

契約者は当社が指定する期日、方法を記載した電子メールの請求書により料金を支払うものとします。

2 契約者と収納代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

### 第 30 条 (割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第 31 条 (延滞損害金)

契約者が料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

### 第 32 条 (割増金等の支払方法)

第30条(割増金)及び第31条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

### 第 33 条 (消費税)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第 34 条 (端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第 35 条 (債権回収の委託)

契約者は本サービスの料金等の当社への債務の支払を怠った場合に、当社が、当該債権の回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」により法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

## 第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

### 第 36 条 (ソフトウェアの著作権等)

契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

### 第 37 条 (データ等の取り扱い)

本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、当社の責によらない漏洩、その他の事由により本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

### 第 38 条 (データの利用)

本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧等の設備保全、サービスの維持運営のため、契約ディレクトリ内のデータを確認し、または複写、複製することがあります。

### 第 39 条 (データ・ソフトウェア等の消去)

当社は契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合又は、第25条(提供停止)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

2 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

### 第 40 条 (解約時のデータ・ソフトウェア等)

第16条(契約者が行う利用契約の解除)または第17条(当社が行う利用契約の解除)により、サービスを解除された場合、サーバ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

## 第 7 章 DNSサーバ及びドメイン

### 第 41 条 (DNSサーバ)

当社は本サービスの利用にあたり、プライマリDNSサーバおよびセカンダリDNSサーバをあわせて提供します。

- 2 当社はプライマリDNSサーバまたはセカンダリDNSサーバを予告なく変更する場合があります。
- 3 当社はプライマリDNSサーバおよびセカンダリDNSサーバに関し、いかなる責任も負いません。

### 第 42 条 (ドメイン名の使用)

契約者がドメイン名を使用する権利を有する場合には、本サービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。

- 2 契約者が複数のドメイン名を使用する権利を有する場合であっても、1つの契約につき1つのドメイン名に限り使用することができるものとします。
- 3 契約者が当社以外の電気通信事業者等またはドメイン管理業者等で取得したドメイン名を本サービスで利用する場合には、ドメインを取得した事業者に所定の手続を行う必要があります。ドメインを取得した事業者の協力が得られない場合には、そのドメイン名で本サービスを利用することができません。
- 4 当社は、ドメイン名の使用に関し、いかなる責任も負いません。

### 第 43 条 (ドメイン名の取得)

当社は契約者が本サービスを利用する際に使用するドメイン名に限り、契約者が希望するドメイン名の取得代行を提供します。

- 2 当社は契約者が複数のドメイン名を希望する場合であっても、1つの契約につき1つのドメイン名に限り取得代行を提供します。
- 3 当社は、ドメイン名の取得に関し、いかなる責任も負いません。

### 第 44 条 (ドメイン名の維持)

当社は電気通信事業者等またはドメイン管理業者等におけるドメイン名を維持するために必要なサービスを提供します。

- 2 当社はドメイン名の維持に関し、いかなる責任も負いません。

## 第 8 章 損害賠償

### 第 45 条 (責任の制限)

当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して48時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

- 2 前項の場合において、当社は、障害発生時刻における契約者との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償をします。
- 3 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

### 第 46 条 (免責)

第45条(責任の制限)の規定は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は第45条(責任の制限)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定

めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、本条は適用しません。

## 第 9 章 雑則

### 第 47 条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

### 第 48 条 (守秘義務)

当社は本契約に関連し、知り得た契約者の技術上・営業上またはその他の業務上の情報を利用、保管、管理するものとします。

### 第 49 条 (第三者への委託)

契約者は当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

### 第 50 条 (管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 51 条 (準拠法)

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

## 付則

この利用規約は、2008年01月01日から実施します。

[ 別紙 1 ]

ビジネスブログ398.com 料金表－基本サービス料

最低利用期間	6か月間
--------	------

ビジネスブログ初期費用	39,800円(税込41,790円)
-------------	--------------------

※ サーバ初期費用としてご請求させていただいております

ビジネスブログ月額利用料	10,000円(税込10,500円)
--------------	--------------------

※ すべてのオプションをご利用になられても月額利用料は10,000円(税込10,500円)が上限です

※ サーバ月額利用料としてご請求させていただいております

月額利用料の課金方法	6か月課金	60,000円(税込63,000円)
	12か月課金	120,000円(税込126,000円)

ドメインの種類	価格	最低期間	月額利用料
ローマ字.jp	年額7,000円(税込7,350円)	1年	無料
ローマ字.com	年額3,500円(税込3,675円)	1年	無料
ローマ字.net	年額3,500円(税込3,675円)	1年	無料
ローマ字.biz	年額3,500円(税込3,675円)	1年	無料
ローマ字.info	年額3,500円(税込3,675円)	1年	無料
独自ドメイン持込	3,000円(税込3,150円)	1年	無料

※ 上記はドメイン取得代行手数料とオプション初期設定費用を含む合計金額です。

※ 2年目以降も継続する場合は、上記価格(年額)が必要になります。(独自ドメイン持込を除く)

メールアドレス	点数	設定費用	月額利用料
初期設定	5アドレスまで設定	3,000円(税込3,150円)	無料
追加	1アドレスごと追加	500円(税込525円)	無料

※ 現在メールアドレスをご利用中のドメイン持込の場合、メールサーバが異なりますので上記金額が必要となります。

メーリングリスト	点数	設定費用	月額利用料
初期設定	1メーリングリスト追加	3,000円(税込3,150円)	無料
参加メンバーの 追加・修正・削除	1回につき	500円(税込525円)	無料

※ 現在メーリングリストをご利用中のドメイン持込の場合、メールサーバが異なりますので上記金額が必要となります。

## 画像作成

画像作成	点数	制作費用	月額利用料
サイトロゴ	1点	39,800円(税込41,790円)	無料
メインビジュアル サブビジュアル	合計2点	39,800円(税込41,790円)	無料
ページ最下部お問い合わせ 左メニューバナー×2点	合計3点	39,800円(税込41,790円)	無料
分かりやすい図	合計1~2点(要相談)	39,800円(税込41,790円)	無料

※ お打ち合わせ後、草案をメール添付またはFAXでお送りください

※ 修正・校正は1回までとさせていただきます

## 乗り換えパック

ページ数	制作費用	月額利用料
10ページ単位	39,800円(税込41,790円)	無料

※ 文章の改行位置や行間などはビジネスブログ用に変更いたします

※ 写真、イラストなどはサイズを縮小して使用する場合がございます

※ Htmlクリーンアップの内容は含まれません

## Htmlクリーンアップ(任意)

ページ数	制作費用	月額利用料
10ページ単位	39,800円(税込41,790円)	無料

※ 既に作成済みのページの修正が対象となります

※ (X)HtmlおよびCSSで合理的に表現できる範囲の修正となります